

人身取引対策行動計画の進捗状況

平成 17 年 12 月

人身取引対策の重要性

人身取引の実態把握の徹底

1 被害者の実態把握

本年に関係機関において確認した被害者は、警察（102名：11月末） 入国管理局（99名：11月末） 婦人相談所（98名：11月末）である。

地方においては、関係機関の確実な連絡体制を確立するために、沖縄県において福岡入国管理局那覇支局が、神奈川県において東京入国管理局横浜支局が、千葉県において同県が中心となって連絡協議会等を立ち上げた。

法務省では、本年度、人身取引被害者の実態把握等のためのデータベース構築費用として、6,600万円の予算措置を行った。

2 ブローカーの実態把握

警察では、本年11月末までに、64名の人身取引事犯被疑者を検挙し、そのうちブローカーは23名であった。（国外の送り出しブローカー1名、引率ブローカー2名、国内の受入ブローカー20名）

総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引議定書の締結

人身取引議定書締結についての国会の承認を本年6月8日に得た。

出入国管理及び難民認定法の改正

人身取引等の被害者に在留特別許可を付与することができることのほか、人身取引等の加害者について新たに退去強制事由に加えることなどを内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部改正案」を含む「刑法等の一部改正案」は、本年6月16日に可決・成立。人身取引等に係る規定については7月12日から施行。

2 人身取引を防止するための諸対策の推進

(1) 出入国管理の強化

本年4月から6月まで、タイにおいて偽変造文書鑑識を行うリエゾン・オフィサーを派遣した。さらに、厳格な上陸審査を実施している。

警察、入国管理局との合同摘発により、インドネシア人女性33名、フィリピン人女性9名、ルーマニア人女性4名、タイ人女性3名の被害者を保護するとともに、ブローカー5名、雇用主等16名を検挙した。

(2) 旅行関係文書のセキュリティ確保

旅券の券面情報の一部及び顔画像を電磁的方法により記録することができる旨規定した「旅券法の一部改正案」は、本年6月3日に可決・成立。

外務省では、ほぼ全ての在外公館において、偽変造防止技術を施した顔写真付きMRV（機械読取り式査証）を発給できるシステムを整備した。

（３）「興行」の在留資格・査証の見直し

本年３月１５日から「興行」の在留資格についての基準省令の改正を実施した。

法務省では、その他招聘機関及び出演施設に係る基準の見直しについて検討し、現在、見直し案についてパブリックコメントの手続き中である。さらに、招へい業者の調査や出演店舗への立入調査も実施している。

「興行」資格で入国し、雇用主等から旅券を取り上げられ強制的にトップレスショーや下着姿での接客等の役務を提供させられていたインドネシア人女性３７名、フィリピン人女性２１名及びブルマニア人女性４名の被害者を保護した。

外務省では、「興行」を含む在留資格認定証明書取得済みの申請案件について、在外公館の審査で本人性の確認を徹底するよう在外公館に指示した（平成１７年４月）。

（４）偽装結婚対策

警視庁と東京入国管理局において、偽装結婚を始めとする合法滞在を装う者等への取締りを徹底するための連携強化を目的とした「調査・捜査協力プロジェクト」を推進中である。

入国管理局、あるいは警察との合同による摘発に際し、特に人身取引の温床と思われる酒類提供飲食店等で「日本人配偶者等」の在留資格を有しホステス等として稼働している外国人に対しては、婚姻の実態を追跡調査した上で、適正な在留資格審査を実施し、入管法第２２条の４の要件に該当する場合には、在留資格取消しの手続きを行う。

（５）不法就労防止の取組み

刑法に新設された人身売買罪等を風俗営業の欠格事由とするとともに、風俗営業等を営む者に、外国人を接客従業者として雇用する場合には、在留資格等の確認義務を課す規定を盛り込んだ「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正案」は１０月２８日に可決・成立。明年５月までに施行予定。

警察で本年１１月末までに検挙した被疑者６４名のうち、入管法の不法就労助長罪を適用して検挙した被疑者は３８名である。また、ブローカー２３名を検挙した。

厚労省では、毎年６月に実施している外国人労働者問題啓発月間に向けて関係機関に通告を发出した（本年４月）。また事業主向けパンフレットの作成・配布、及び外国人雇用管理セミナーの開催等を引き続き実施している。

（６）売買春防止対策の推進

警察では、派遣型売春事犯に重点をおいた取締りと改正児童買春・児童ポルノ禁止法（平成１６年７月施行）及び改正児童福祉法に基づき、児童の商業的・性的搾取の取締りを推進している。

具体的事案

タイ王国で買い受けた同国籍の少女（１３歳）を日本に移送し、売春ブローカーに売春婦として売り渡したタイ国籍の人身売買ブローカー（２４歳）を児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した（本年６月）。

３ 人身取引を撲滅するための諸対策の推進

（１）刑事法制の整備

人身売買罪の創設を内容とする「刑法等の一部改正案」は、本年6月16日に可決・成立。7月12日から施行。

具体的事案

警察では、人身売買罪を初めて適用し、インドネシア人女性2名を買い受けた台湾人女性1名と売り渡したインドネシア人男女2名を逮捕した（本年10月）。

（2）取締りの徹底

警察では、本年11月末までに64名の被疑者を検挙した。内訳は、経営者等が41名で、ブローカーが23名である。また、被疑者に適用した法律・罪名をみると、入管法の不法就労助長罪、売春防止法違反、風営法違反、職安法違反、入管法違反の不法在留、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反である。

検察では、人身取引事犯に対しては、関係罰則を積極的に活用し、厳格な科刑の実現に努めている。

（3）旅行文書等に関する情報交換の推進

外務省では、紛失・盗難により失効処理した旅券情報（旅券番号等）を警察庁を通じてICPOに提供している。（平成16年11月提供開始）

外務省では、外務本省と在外公館、関係省庁との間の査証関連情報の共有化をはかるためのネットワークシステム（査証WAN）の整備を進めており、これまでに192公館に設置した。

（4）諸外国の捜査機関等との連携強化及び情報交換の推進

警察では、関係省庁、関係国大使館等コンタクトポイントとの会議の開催等により情報交換を積極的に推進し、大使館・入国管理局からの連絡により25名、NGOからの連絡により19名の被害者を保護した。また、本年12月にコンタクトポイント会議を開催した。

国際捜査共助の充実化と条約締結の検討については、韓国との間で刑事共助条約の締結に向けた交渉が実質合意に達しており（本年8月）、また、中国との間では、刑事分野における国際約束の締結に関する予備協議を実施した（本年6月）。

法務省では、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」において、人身取引についての情報交換を行った。

「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国入国管理局に対し、人身取引に関する情報等出入国管理情報を提供することができる旨の規定が新設された。

4 人身取引被害者の保護

（1）被害者の認知

警察が本年11月末までに確認した被害者は102名のうち、警察署、交番で保護した被害者は12名である。

被害者への対応については、警察、入国管理局、婦人相談所等の関係機関に対して適切に対応するよう通達した。

コンタクトポイントの周知については、警察庁をはじめ関係省庁、NGO及び関係在京大使館で作成した、名刺サイズのリーフレットを100万枚作成し、被害者の手に届くように配布している。

（2）シェルターの提供

婦人相談所では、保護を求めてきた被害者については全員を保護した。（平成13年度

1名、14年度2名、15年度6名、16年度24名、平成17年度11月末現在90名)

具体的事案

NGOによる支援で、フィリピン人女性9名が、入国管理局に駆け込み、被害者と認められ、入国管理局からの連絡を受け婦人相談所で全員一時保護。その後、入国管理局、警察、婦人相談所が連携し対応し、結果IOMの支援により全員帰国(本年4月)

厚生労働省では、本年度より、婦人相談所からの委託により、民間シェルター等において人身取引被害者の一時保護を行うために、1000万円の予算措置を行った(本年11月末現在37名の一時保護委託を実施)

保護した被害者の全員が帰国希望であり、関係機関と連携しながら支援している。また、全国児童相談所長会議にて、全国の児童相談所長あて、被害者が児童である場合には、必要に応じて適切な支援の措置を講ずるよう説明を行い(本年6月)被害児童を児童相談所で保護した(10月末現在3名)

法務省では、身柄を收容することなく仮放免許可を弾力的に運用する方策等を実施している。また、被害者が早期帰国を希望している場合は、関係機関と連携して事前に事案に係る情報を入手するなどし、可及的速やかに手続を進めるよう配慮しているほか、出頭回数についても、在留特別許可の手続に必要な最小限の回数にとどめることとしている。

(3) カウンセリング・相談活動等の実施

婦人相談所で保護された人身取引被害者には、状況に応じて、カウンセリング等による援助を行い、カウンセリング、相談等を行うに当たっては、必要に応じて通訳を確保した(通訳雇上費を計上している)また、必要に応じて、医師の診療に加え、場合により無料低額診療事業を行う医療機関を始めとする周辺の病院、利用可能な諸制度等について情報提供等の支援を行った。

厚生労働省では、人身取引被害者が無料低額診療事業の対象となる旨を都道府県等に周知した。(本年3月)

(4) 交番等に駆け込んだ被害者の取り扱い

警察が本年11月末までに確認した被害者102名のうち、警察署、交番で保護した被害者は12名である。これらの被害者について、当該外国人女性の母国語を解する職員や女性職員を当てるなどして事情聴取に努め、大使館等と速やかに連絡をとるなどして婦人相談所や民間シェルターでの保護を実施した。

交番等に保護を求めた外国人女性等が人身取引被害者であると認められ、警察署等から婦人相談所に対し人身取引被害者の保護の依頼がなされた場合には、民間シェルターや入国管理局、大使館等と連携を図りつつ被害者の保護を行った。(実績：平成13年から平成17年11月末迄に保護した123名中、警察からの依頼は70名)

(5) 被害者の在留資格の取り扱い

「出入国管理及び難民認定法」が改正され、人身取引等の被害者に在留特別許可を与えることができる規定を整備。

(6) 被害者の安全の確保

婦人相談所に警備員の配置を行い、警備体制の強化を進めるとともに、随時最寄りの警察署等に相談し、警護等を要請するなど、被害者の安全確保を行っている。

(7) 被害者の帰国支援

被害者の帰国支援については、警察、入国管理局、婦人相談所等の関係機関が緊密に連携し、これまでにフィリピン人女性26名、インドネシア人女性23名、タイ人女性6名、台湾人女性2名、コロンビア人女性1名の合計58名の帰国支援に関与。帰国支援においては、国際移住機関（IOM）が、被害者の本国への移送及び帰還後の社会復帰支援等を実施した。

外務省では、本年度、人身取引被害者の帰国支援のために、IOMに対して約1700万円を拠出した。

5 人身取引対策推進に際しての留意事項

(1) 内外の関係機関等との連携

NGOと関係省庁連絡会議幹事会との意見交換会を行った(本年1月及び5月)。政府協議調査団を本年1月にコロンビア・米国に、本年7月にロシア・ウクライナ・ルーマニア・フランスに派遣し、政府関係機関、NGO、国際機関、宗教団体と意見交換を実施した(本年1月)。

警察では、本年度、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取に関するセミナーの開催のために、700万円の予算措置を行った。

パリ・プロセス(人身取引・不法移民等の犯罪に対する地域協力の枠組み)の「人身取引撲滅のための関係省庁間による行動計画策定に関する作業部会」を開催し、同作業部会においては46の政府、6つの国際機関、3つのNGOから128名が参加した(本年6月)。

ODA(無償資金協力)や人間の安全保障基金を通じ、関係国際機関やNGOへ財政支援を行っているほか、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に関し、子どもの人身取引防止対策を含む「津波被災子ども支援プラン」を実施し、約8600万ドルを拠出した。

警察では、児童の商業的搾取に関わる人身取引対策の一環として、NGOとの協力関係を含めた東南アジアにおける国外犯の捜査協力を拡充・強化するため、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー」を開催し、カンボジア・フィリピン・タイの捜査機関、国内外のNGO等との意見交換・情報間を実施した(本年11月)。

(2) 社会啓発・広報の実施

テレビ(2番組)、ラジオ(1番組)、新聞(広告)、雑誌(時の動き、あかれんが、外交フォーラム等)等あらゆる広報媒体を活用して、人身取引対策についての広報を実施した。

内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター(2万8千枚)を作成配布した(本年3月)。

(3) 人身取引対策に係る職員に対する研修・訓練

警察庁、外務省、法務省、厚生労働省においては、それぞれ人身取引対策に係わる職員に対する研修を随時実施した。

(4) 行動計画の検証・見直し

人身取引対策関係省庁連絡会議を開催し、施策の進捗状況について、確認を行った(本年7月)。

以上